

政策会議案件書（審議案件）

令和 4 年 3 月 15 日提出

| | |
|---|--|
| 案件担当等 部 課 等 | 総務部防災課 |
| 案件名称 | 三浦市国土強靱化地域計画の策定について |
| 部門経営 で 審議した日 | 令和 4 年 3 月 1 5 日 |
| 資料の有無 | <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 |
| <p>審議依頼事項</p> <p>三浦市国土強靱化地域計画を別添のとおり策定することについて</p> | |
| <p>現状と課題</p> <p>国土強靱化とは、災害の発生都度、長期間をかけて復旧復興を図るといった事後対策の繰り返しを避け、いかなる災害等が発生しようとも最悪な事態に陥ることが避けられるような「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な社会を平時から作り上げていこうとするものである。</p> <p>東日本大震災の経験を踏まえ、平成 25 年 12 月に国土強靱化基本法が公布・施行された。これに伴い、県は平成 29 年 3 月に「神奈川県国土強靱化地域計画」を策定した。</p> <p>本市においても、これら国・県の動きを受け、大規模災害が起きても機能不全に陥らず、市民の生命・財産を守れるよう本市の強靱化に関する指針となる「三浦市国土強靱化地域計画」を策定する必要がある。</p> <p>また、本計画策定に当たっては、国の交付金や補助金（主にハード・インフラ系）の一部について、令和 4 年度から市町村国土強靱化地域計画が策定されている事が交付要件となることも背景にある。</p> | |
| <p>案件担当部課等の見解</p> <p>本計画は、国土強靱化基本法に基づき策定する地域計画で、市の強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となる計画である。</p> <p>審議決定後は、令和 4 年第 2 三浦市議会定例会にて報告したい。</p> | |
| <p>総合計画及び予算との関係</p> <p>1 総合計画との関係</p> <p>大綱 3 住み心地のよい都市をめざして～暮らしを支える</p> <p>目標 5 安心で安全な生活環境づくり</p> <p>施策 8 総合的な危機管理システムの形成</p> | |
| 備考 | 説明員 藤田防災課長 笠小防災課防災 G L |